平成３１年度大川村ふるさと留学長期留学生募集要領

１．目的

　大川村ふるさと留学条例施行規則の定めにより、平成３１年度大川村ふるさと留学長期留学生の募集に必要な事項を定める。

２．募集対象者

　小学生（５年生以上）及び中学生で、健康であり１年間親元を離れ生活ができるもの。ただし、継続生以外で新規に中学３年生の留学の受入は行わない。

３．留学期間等

　長期留学生の留学期間は、平成３１年４月１日から平成３２年３月３１日までとする。

なお、長期休業日に関しては次のとおりとする。

（１）長期休業時には、原則として帰省とする。

（２）学校行事等で大川村に滞在する必要がある場合は、別に定める様式により、教育長の承諾を受けなければならない。

４．経費及び納入方法

　保護者が村に納入する経費及び納入方法等は、次のとおりとする。

（１）経費の年額は、５５０，０００円とする。

内訳：食費、宿泊費、活動費、指導費（学校での経費等は別途）

（２）経費の納入は月割とし、５０，０００円（１１回）納入する。（８月は除く）

（３）経費の納入方法は、大川村の納入通知書に基づき納入する。

（４）すでに納入した経費は、原則として返還しない。

（５）８月に滞在を希望して、教育長の承諾を受けた者は、１日当たり２，０００円を納入する。

５．選考方法

　　提出書類による審査〔調査書、通知簿（過去２年分）〕

　　面接による選考

６．募集人員

　　　１５名以内とする。

７．申込方法

　　申込書に申請者の住所、氏名、学校名、学年、電話番号、保護者名（捺印）を記入して、大川村教育委員会へ申し込む。（申請者には、必要書類を送付する。）